

令和 3 年度

決算に係る健全化判断比率及び 資金不足比率に関する審査意見書

大田原市監査委員

大監第19号
令和4年8月23日

大田原市長 相馬 憲一様

大田原市監査委員 三浦 宏
同 花塚 信義
同 引地 達雄

令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率に関する
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、令和4年7月8日付け大財第100号により審査に付された令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の概要

この審査は、市長から提出された令和3年度大田原市における財政の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、計数の確認を行い実施した。

第2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された令和3年度大田原市における財政の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

健全化判断比率 及び資金不足比率	令和3年度 決算に係る比率	早期健全化基準 又は経営健全化 基準	備 考	
			令和2年度 決算に係る比率	平成元年度 決算に係る比率
1 実質赤字比率	—	12.51	—	—
2 連結実質赤字比率	—	17.51	—	—
3 実質公債費比率	6.0	25.0	6.4	7.1
4 将来負担比率	51.9	350.0	64.9	63.7
5 資金不足比率	/	/	/	/
(1) 水道事業	—	20.0	—	—
(2) 下水道事業	—	20.0	—	—

(注：「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。)

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和3年度の実質赤字比率は、実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

イ 連結実質赤字比率について

令和3年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

ウ 実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率は6.0%で前年度より0.4ポイント下降し、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

エ 将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は51.9%で前年度より13.0ポイント下降し、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

オ 水道事業に係る資金不足比率について

令和3年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

カ 下水道事業に係る資金不足比率について

令和3年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特になし。

(4) 要望事項

本市の令和3年度決算に係る財政の健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する健全化判断基準を相当程度下回っているが、県内14市の中では比率が高い状況にある。今後、公共施設個別計画に基づく公共施設等の維持改修等に係る経費の増加が見込まれ、さらに扶助費や人件費等の義務的経費が高止まりの傾向となる一方、交付税措置の高い合併特例債の発行や、普通交付税の合併優遇措置が終了することから、厳しい財政運営が予想される。また、新型コロナウイルス感染症対策やウクライナ危機による穀物価格・原油価格等の高騰により、市民生活への影響も懸念されることから、歳入の確保に万全を期すとともに歳出の徹底した見直しを行い、健全で持続可能な財政運営に努められたい。